



令和3年10月27日

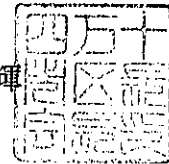
高知県知事

濱田省司様

幡多三市一町一村区長会連絡協議会会長

四万十市区長会

会長 宮村和輝



要 望 書

紅葉の候、知事におかれましては、県民の福祉向上並びに地域産業振興のため、格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、私ども幡多三市一町一村区長会連絡協議会は、地域住民の意見・要望等を集約し、県政に反映していただきたく、昭和50年より活動を行っております。

つきましては、本年度も幡多地域における重要課題を別紙のとおり要望いたしますので、格段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、例年は知事に幡多地域にお越しいただき、対面形式で要望しご回答いただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、苦渋の決断ではございますが、対面形式での開催は見送り、書面での要望といたしますので、11月中に書面により回答いただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、来年度は、知事にぜひ幡多地域にお越しいただき、お会いできますよう、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束をお祈りいたします。

令和3年10月27日

高知県知事

濱田省司様

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

会長

四万十市区長会

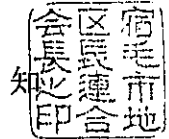
会長 宮村 和輝



副会長

宿毛市地区長連合会

会長 岡村 好知



土佐清水市連合区長会

会長 田中 信宏



大月町地区長自治会

会長 安岡 利浩



三原村区長会

会長 藤本 節雄



要 望 書

(令和3年度)

紹介議員

石	井	孝
土	森	正 一
加	藤	漢
今	城	誠 司
橋	本	敏 男

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

要 望 書

平素より、住民福祉向上のため、格別の御配慮を賜りまして心から感謝申し上げます。
地域住民の悲願であり、地域の重要課題となっております下記事項につきまして、
財政厳しい折とは存じますが、格別の御尽力を賜りますようお願いいたします。

記

1 幡多広域的な要望事項 (幡多三市一町一村区長会連絡協議会)

- (1) 地域医療の確保について (四万十市区長会)
- (2) 四国横断自動車道の整備促進について (宿毛市地区長連合会)
- (3) 有害鳥獣対策について (土佐清水市連合区長会)
- (4) 海岸及び河川の維持管理について (土佐清水市連合区長会)
- (5) 広域道路ネットワーク構想路線 (幡多西南地域道路) の促進について (大月町地区長自治会)
- (6) 県道中村宿毛線の整備促進について (三原村区長会)

2 各市町村独自の重要要望事項

- (1) 四万十川保全について (四万十市区長会)
- (2) 二級河川与市明川に隣接する県道7号宿毛城辺線の冠水対策について (宿毛市地区長連合会)
- (3) 町民の生活と産業振興を支える県道安満地福良線の早期完成について (大月町地区長自治会)

3 各市町村独自の要望事項

- (1) 国道441号の整備促進について (四万十市区長会)
- (2) 旧県立宿毛病院跡地及び高知県関連施設の移転後跡地の利活用について (宿毛市地区長連合会)
- (3) 土佐清水市市野瀬～三原村狼内地区を結ぶ県道について (土佐清水市連合区長会)
- (4) 県道宿毛宗呂下川口線の改良について (土佐清水市連合区長会)
- (5) 国道321号の改良整備の促進について (大月町地区長自治会)
- (6) 県道土佐清水宿毛線の整備促進について (三原村区長会)

要 望 事 項 要 旨

1. 幡多広域的な要望事項（幡多三市一町一村区長会連絡協議会）

(1) 地域医療の確保について（四万十市区長会）

住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくために、地域医療の役割はますます重要となってまいります。医療機関を運営していくためには、医師の確保は最重要課題であります。医師の高齢化や地理的な要因などから課題の解決は難しい状況です。本県の人口 10 万人あたりの医師数は全国でも上位となっておりますが、そのほとんどが高知市を中心とする中央医療圏のうちの高知市及び南国市に集中しており、その他の地域とは大きな格差があるのが現状です。

これは、平成 16 年度に開始された新しい医師臨床研修制度により、研修医の自由意思で研修先を選べるようになり、大学医局に入局せずといわゆる 3 高（給料が高い、設備レベルが高く症例が多い、生活環境が便利である）の病院を研修先として希望するようになったことが発端となっております。

また、平成 30 年度より内科や外科、小児科などの専門医の質を上げるため、第三者機関が統一的な基準で認定する「新専門医制度」が開始され、都市部の大病院や大学病院などに研修を受ける医師が集中するなど、医師の地域偏在等に影響を及ぼしております。

本県におきましては、高知県医師養成奨学貸付金の効果などにより、若手医師は増加傾向にあるとのことで、将来的には医師数の充足が期待されるところです。また、幡多地域における医療研修などにも取り組んでいただいておりますが、医師や診療科の地域偏在については未だ深刻な状況にあるため、県として住民が安心して医療を受けられるよう、地域の実情を踏まえ、地域医療を守るためにあらゆる手立てを講じることについて、引き続き格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 四国横断自動車道の整備促進について（宿毛市地区長連合会）

昨年は、宿毛市民が待ち望んでいた中村宿毛道路の全線開通となりました。

現在の四国横断自動車道の高知県西部における状況は、四万十町から四万十市までが全て事業中区間となっており、また、宿毛市から愛媛県愛南町（内海）の区間につきましては、平成 30 年度ルート帯が示され、自動車道の更なる延伸に向け取り組んでいただいておりますが、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないという状況下、海岸部に位置する地域を多く抱える幡多地域は、一日でも早く四国横断自動車道の整備が完成することを切に願っています。

つきましては、四国 8 の字ネットワークの早期完成に向け、整備中区間の事業推進と事業費の拡充、未事業化区間の早期事業化に向けてより一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

(3) 有害鳥獣対策について（土佐清水市連合区長会）

野生鳥獣による農作物等への被害対策につきましては、新規狩猟者の増加や防護柵設置補助金の要件緩和等の要望が地域から多くあがっております。

県には様々な対策を講じていただいておりますが、いまだに農作物等への被害が出ている状況です。

今後、狩猟者の減少が見込まれ、ますます対策が困難になっていきますが、引き続き継続的なご尽力を賜りますようお願い致します。

(4) 海岸及び河川の維持管理について（土佐清水市連合区長会）

海岸や河川は水辺ということもあり、植物の成長が著しく、1年で生い茂ってしまいます。地域住民によるボランティアや県からの委託により維持管理を行っていますが、景観や安全面を確保するには不十分な状況となっております。また、今後は高齢化が進み、地域でのボランティアによる維持管理がさらに困難になっていくことが予想されます。

そのような現状をご理解いただき、引き続き継続的なご尽力を賜りますようお願い致します。

(5) 広域道路ネットワーク構想路線（幡多西南地域道路）の促進について
（大月町地区長自治会）

新たな構想路線として、令和3年3月に高知県新広域道路交通計画が策定され、同年6月には、四国地域新広域道路交通計画にも盛り込まれました幡多西南地域道路につきまして、幡多地域の人流、物流の円滑化や活性化によって社会経済活動を支えるとともに、激甚化・広域化する災害からの復旧・復興を図るため、大変重要な道路でありますので、計画促進に格別のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 県道中村宿毛線の整備促進について（三原村区長会）

高知西南広域道路（大月町～黒潮町）の整備については、平成20年度から休止状態となっておりましたが、その一部である県道中村宿毛線は、平成26年度に三原村下切～宿毛市石原間で事業化がなされ、現在2つの工区で鋭意整備を進めていただいております。また、当路線の整備促進につきましては、四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村の3市2町1村で構成する「県道中村宿毛線整備促進期成同盟会」にて早期整備に向けた継続的な取り組みを行っているところです。

この路線は、幡多地域にとって今後起こり得る南海トラフ地震等の大規模災害時の避難や緊急物資等の輸送路として、また、迂回路としても大変重要な道路であります。本村でも事業促進に努力しますので、事業の早期完成に向けて引き続き格段のご配慮をよろしく願いいたします。

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 四万十川保全について（四万十市区長会）

① 水質保全について

近年の降雨は、これまでの降雨と違い、いわゆるゲリラ豪雨のように激しく多く降ります。山林の荒廃により山の保水力が低下し、山の崩壊を引き起こし、大量の土砂等が流入し、濁水の原因となっております。

また、農作業時の四万十川への濁水流入につきましては、愛媛・高知両県におきまして、農業排水の濁水対策の取組みとして、濁水防止の止水板の配付・使用や、浅水代かきの啓発等にご尽力いただいております。愛媛・高知交流会議のなかでも継続して協議いただいておりますとお聞きしております。

今後とも、四万十川の水質保全については両県の共通認識のもと、協議を継続していただき、これまで以上に清流「四万十川」を後世に残すためのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

② 景観保全について

1年を通じていずれの季節にも四万十川の川面には人の姿があります。

漁労、遊び、祭事など様々な川との関わり方が今も息づいていることが四万十川の大きな特徴であり、これからも川との関わりを紡ぎ、四万十の風景と環境を未来に伝えることが我々の務めであると考えています。

我々が守り後世に残そうとしている四万十川にメガソーラ発電施設の設置計画もあったと聞いております。山間部を蛇行しながらゆったりと流れる四万十川に直線的な構造物は不釣り合いです。川辺の地域(特に、四万十川条例でいう回廊地区に当たる部分)については、たとえ希少な動植物が固定的に生息していない場所であっても、日常的に動植物の往来の場となり、四万十川ならではの生態系・環境・文化に関して重要な役割を担っています。また、回廊地区への構造物の設置は、景観を壊すのみにとどまらず、災害の原因にもなりかねないものです。

四万十川条例の改正やガイドラインの改訂等にご尽力いただいておりますとお聞きしておりますが「再生可能エネルギー発電設備」の設置に関しては、さらなるご尽力のうえ、現在行政指導にとどまるガイドラインを強制力のある条例に、また、国への働きかけによる法令化、上位法による規制の対象地域への指定等、個人の財産権を縛ることとはなりますが、事業主に対する指導や関係機関との情報共有に努めていただきますようお願いいたします。

③ 資源保全について

近年のアユ、アオノリ、テナガエビ等の漁獲量は減少傾向にあり何等かの施策が必要であると思われまます。テナガエビにつきましては漁業権魚種ではないことから規制が難しいとお聞きしておりますが、平成30年9月からは高知県内水面漁場管理委員会の指示により期間を定めて県内内水面におけるテナガエビ類の採捕が全面的に禁止され、資源保護の取り組みが前進しておりますことに感謝申し上げます。

しかし、漁獲量の減少には環境の変化も関与しているのではないかと考えられます。環境変化を要因とするものは対策が困難な面もあるかと思われまます。今後は、水産部局、環境部局、さらには河川管理を担う土木部局等が連携して可能な対策を講じる等、採捕の規制と併せて資源回復、保全に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(2) 二級河川与市明川に隣接する県道7号宿毛城辺線の冠水対策について
(宿毛市地区長連合会)

近年、局地的な豪雨の影響による二級河川与市明川の水位上昇に伴い道路排水施設の機能が低下し、隣接している県道7号宿毛城辺線の一部区間(貝塚～小深浦)が通行止めとなる状態が多発しております。

今後も同様の異常気象に見舞われることが想定されますので、本道路が通行止めとなる状態を解消するために、根本的な対策を関係機関と協議していただき、道路改良等により冠水対策を講じていただきますようお願いいたします。

(3) 町民の生活と産業振興を支える県道安満地福良線の早期完成について
(大月町地区長自治会)

大月町橘浦から泊浦を経由し、芳ノ澤に至る全延長8.5キロメートルの県道安満地福良線は、幅員が狭隘でカーブが連続する区間が多く、安全な車両通行ができない状況にあります。特に橘浦と龍ヶ迫の住民にとっては、この県道が唯一の生活道であり、緊急時の輸送路としても重要な道路となります。

平成15年度からは橘浦から芳ノ澤までの区間で順次事業に着手していただき、令和2年度においても国土強靱化対策補正予算で橘浦地区の二車線化工事の整備をしていただくなど、着々と事業進捗が図られていることに対し感謝を申し上げます。

この道路のうち、橘浦から泊浦間は大月町の主要産業であり、第4期高知県産業振興計画にも位置付けられたマグロ養殖を支援する輸送道路でもありますが、近年頻発する集中豪雨災害により通行止めが発生するなど、地域経済や地域住民への影響が大きいことから改良整備を更に進めていただき、また泊浦から芳ノ澤間の狭隘区間の改良整備につきましてもより一層の力添えをいただき、早期の事業完成を切にお願い致します。

3 各市町村独自の要望事項

(1) 国道441号の整備促進について（四万十市区長会）

国道441号は、四万十市を南北に縦貫し、中村地域と西土佐地域とを結ぶ唯一の幹線道路であります。幅員が狭隘で急斜面や急カーブで見通しの悪い未改良区間が多く、車両の通行に危険な箇所が随所に存在しています。また、台風や豪雨に伴う落石、道路冠水や雨量規制等で幾度となく全面通行止めが発生しており、過去にも、土石流により通行止めとなり幹線道路としての役割を果たせていないのが現状で、通勤・通学はもとより救急搬送や産業振興上のボトルネックとなっていることから一刻も早い整備を必要としています。

また、本路線は幡多圏域の観光資源である「四万十川・補修が完了した沈下橋・足摺宇和海国立公園」や、道の駅「よって西土佐」の地域資源を最大限活用し、交流人口の拡大と県域を越えたネットワーク化を図るうえでも重要な役割を担っております。

このように地域の期待が大きい路線であることから、地域活性化・観光ネットワーク支援・医療体制の強化を一刻も早く実現するため、既に開通した網代工区、川登工区に引き続き、早期に「口屋内バイパス」「中半バイパス」の供用開始を図ることが重要であり、全工区が連結した際の効果は絶大だと考えております。

このため、国道441号につきましては、これまで事業主体である高知県により、全線開通に向けた取組みが順次進められ、久保川地区と中半地区をダイレクトに結ぶ約3キロメートルの「口屋内バイパス」については、口屋内トンネル西土佐側の中半地区で明かり部分の工事に続き、残土処理場造成工事が本年5月に完成し、中半地区側のトンネル工事から搬出される残土の受け入れが整ったことで、トンネル本体工事が着手されました。一方で、中村側の久保川地区でもトンネル明かり部の概成工事が9月に完了する予定で、トンネル残土の受け入れ準備が整い次第、中村側からもトンネル本体工事が進められる見込みであり、両側から施工することで早期の全線改良に向け大きな期待をしているものです。

また、残る中半バイパスにつきましては、令和2年度に事業化され、今年度は橋梁詳細設計や用地買収が順次進められているところです。口屋内バイパスと並行して中半バイパスの工事着手が可能となり、全線改良に向けて大きな期待をしているものです。

本路線の早期完成は、まさに本市の悲願であり、今後も早期改良に向けて整備を加速化することを強く要望します。

(2) 旧県立宿毛病院跡地及び高知県関連施設の移転後跡地の利活用について （宿毛市地区長連合会）

標題の件につきましては、令和元年度に重要要望事項として提出し、回答をいただいたところでございます。

宿毛市においては、令和2年度に宿毛市都市計画マスタープランの改訂がなされ、地域住民の意見も反映した、今後20年間の宿毛市の将来像を具体的に示す内容となっております。

改訂後の本プランにおいても、公共施設のみならず様々な施設の跡地利用が、地域の活性化や防災に関し大きな役割を担うと考えられていることから、宿毛市と協力のうえ、各施設跡地の利活用を推進し、地域の活性化につながる「まちづくり」にご尽力を賜りますようお願いいたします。

(3) 土佐清水市市野瀬～三原村狼内地区を結ぶ県道について
(土佐清水市連合区長会)

県道中村下ノ加江線は地域住民が土佐清水市と三原村を結ぶ路線の1つですが、途中幅員が狭くなる箇所や急斜面急カーブが多く、日常的に利用している地域住民からは、安全に通行できない等の相談があります。

県内にはこのような箇所が多くあるとは思いますが、幡多けんみん病院に向かうためにも利用する大切な路線となりますので、より安全に利用できるよう、引き続き、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

(4) 県道宿毛宗呂下川口線の改良について (土佐清水市連合区長会)

県道宿毛宗呂下川口線の整備を例年実施していただき、ありがとうございます。

この路線は地域住民の生活道路のため、なくてはならない路線であり、今後も利用することとなります。しかしながら、未改良区間があり、今後も安全に通行できるとは言えない状況にあります。土地所有者等の問題があることもお聞きしておりますが、地域住民の安心、安全の確立、利便性向上のため、引き続き、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

(5) 国道321号の改良整備の促進について (大月町地区長自治会)

国道321号は沿線住民にとって日常生活の安全性や利便性の向上に加えて、西南地域の産業・観光に欠かせない重要な路線ではありますが、大月町中心部である弘見地区周辺では、車道幅員が狭く、歩道も設置されていない現状であります。

このような状況の中、現在、大月町馬路峠から弘見の中心街を經由し、町道泊浦線までの区間において、歩道の設置を目的とした改良整備を行っていただき、現在全延長2.1キロメートルのうち1.7キロメートルが完成するなど、着々と事業進捗が図られていることに対し、感謝を申し上げます。

整備に当たっては用地買収が困難なところもあると思いますが、地元としても県と一体となって用地交渉に当たっていききたいと思っておりますので、用地の協力が得られたところから改良工事をしていただき早期完成を切にお願いいたします。

(6) 県道土佐清水宿毛線の整備促進について (三原村区長会)

村内各所で県道の整備が進み小さな村ではありますが村中心部や近隣市町村への往来が容易となってきていることに感謝申し上げます。

現在、村西部では県道中村宿毛線の積極的な県道整備を行っていただいておりますが、三原村を南北に縦走し、国道56号と国道321号を最短距離で結ぶ県道土佐清水宿毛線では、幅員が狭く、見通しが悪い区間が多く車両の通行に危険な箇所が随所に存在しております。また、下長谷地区では強風雨による倒木で全面通行止も発生しております。

この路線は住民にとっての重要な生活道であり、幡多地域にとって今後起こり得る南海トラフ地震等の大規模災害時の避難や緊急物資等の輸送路として大変重要な道路であることから、早期の整備促進に向けて引き続き格段のご配慮をよろしくお願いいたします。